

後期高齢者医療制度 加入者の皆さんへ

平成30・31年度の保険料率が決定しました

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに改定されます。加入者の皆さまには7月中旬頃に保険料額の「決定通知書」を送付いたします。

1 保険料率の改定

今回の改定の結果、平成30年度および31年度の所得割と均等割額が下記のとおり決定しました。

保険料は被保険者ごとに計算されます。被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の総所得金額等(※注)に応じて負担する「所得割額」との合計額が保険料となります。保険料の詳細は、7月に送付予定の「平成30年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」に記載しますので、ご確認ください。

なお、災害や所得の減少などの事情により納付が困難になった人には、保険料の減免制度があります。くわしくはお問い合わせください。

《平成30年度 均等割額・所得割率・賦課限度額》

	平成28・29年度	平成30・31年度	増減
均等割額	56,085円	56,085円	据え置き
所得割率	11.17%	10.83%	0.34%減
賦課限度額	57万円	62万円	5万円増

2 保険料軽減措置

4月1日時点の同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額(基本的には総所得金額と同じ。公的年金の場合はさらに15万円を控除します)の合計額に応じて、次のとおり均等割額が軽減されます。

《軽減後の均等割額》	《軽減対象所得金額の合計額》
9割軽減 均等割額 5,608円	33万円以下 かつ 被保険者全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない
8.5割軽減 均等割額 8,412円	33万円(基礎控除額)以下
5割軽減 均等割額 28,042円	33万円 + 27.5万円 × 被保険者数 以下
2割軽減 均等割額 44,868円	33万円 + 50万円 × 被保険者数 以下

3 特例措置が見直されました

総所得金額等が91万円以下の人の所得割額の2割軽減は廃止されました。また、後期高齢者医療の対象となる(75歳到達)前日まで社会保険の被扶養者だった人は、世帯の所得にかかわらず「均等割」が9割軽減されていましたが、一定の所得のある世帯については、本来の軽減措置の水準に戻すことになりました。

ただし世帯の所得が低い元被扶養者には、引き続き均等割の軽減措置(9割、8.5割軽減)が適用されます。

4 保険証の更新は8月です

後期高齢者医療保険者証(保険証)が更新されます。現在発行している保険証の有効期限は7月31日までとなっています。有効期限が過ぎた保険証は無効となりますのでご注意ください。なお、8月1日から使える新しい保険証は7月下旬に発送予定となっています。

《社会保険の被扶養者であった人の特例措置》

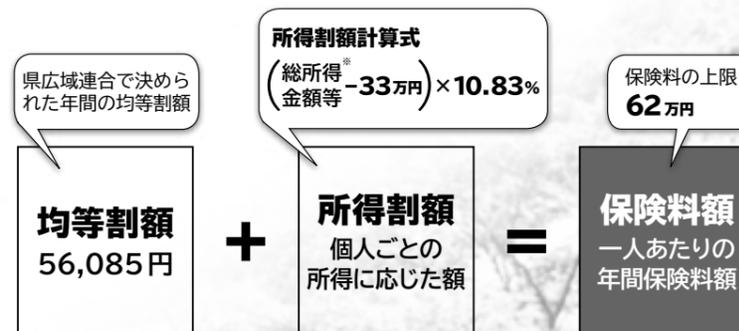
世帯の所得が高いかたのみ、段階的に変わります!
社会保険の被扶養者であった人は「所得割」は今までどおりかかりません。

7割軽減 均等割額 16,825円	平成29年度
5割軽減 均等割額 28,042円	平成30年度
本来の軽減	平成31年度

※それ以降は本来の軽減措置の水準に戻ります。2の「軽減対象所得金額の合計額」に当てはめて計算してください。

社会保険…全国健康保険協会管掌保険、組合管掌保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

《後期高齢者医療制度 保険料額の算出方法》



※「総所得金額等」とは前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除」「給与収入-給与所得控除」「事業収入-必要経費」等の合計額です。

☎ 役場住民課保険係
☎ 22-7761
☎ 福岡県後期高齢者医療広域連合
☎ 092651-3111

